

学校関係判決にみる  
「電子掲示板・SNS」を介した人権侵害

梅野 正信

武藏大学人文学会雑誌

第53巻 第2号

2022年2月

# 学校関係判決にみる 「電子掲示板・SNS」を介した人権侵害

梅野正信

## はじめに

同時代の社会的課題を対象とする教育実践研究は、水俣病問題の教育実践を戦後教育実践史に位置付けた和井田清司<sup>1</sup>、敗戦直後の時事問題学習が貧困等「リアルな社会現実」に着目して歴史的背景を整理した斎藤利彦<sup>2</sup>、戦後教育実践史を再定義した臼井嘉一<sup>3</sup>など、多様な成果をみてきた。論者もまた、総合的な学習の時間、公民科を念頭に、裁判所が認定した事実を活用する形で、水俣病問題<sup>4</sup>、ハンセン病問題<sup>5</sup>、いじめ問題<sup>6</sup>など、同時代の社会的課題を対象とする教育実践、教材・授業開発、教育実践史研究に携わってきた。

ここで用いる「同時代の社会的課題」の語は、抽象的な概念や論理、数値や政策論として扱われる課題ではない。生身の人間が直面し避けようもなく受けた深甚なる被害を同時代史に再定義する対象たるべき課題である。

本論では、「同時代の社会的課題」から、学校をめぐる「電子掲示板・SNS等」を介した人権侵害事件を検討する。

## 1. 人権課題としての「電子掲示板・SNS等」を介した人権侵害

電子掲示板やSNSを介した人権侵害（被害）が同時代を象徴する社会的課題であることは、改めての詳述を要しないであろう。

人権教育関係の政策的文書に「インターネットによる人権侵害」の語が記載されたのは「人権教育・啓発に関する基本計画（閣議決定）」（2002）（「基本計画」）<sup>7</sup>からである。表1は、「基本計画」の5年前、同様の趣旨による文書「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」（1997）<sup>8</sup>（「行動計画」）、「基本計画」

を受け作成された文部科学省による文書「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」(2008) (「第三次とりまとめ」)<sup>9</sup>、及び同「人権教育をとりまく諸情勢について～第三次とりまとめ補足資料～」(2021) (「補足資料」)<sup>10</sup>から、各文書に特立して項目立てられた個別的人権課題を列挙したものである。

表1 国及び文部科学省による文書に記載された日本の人権課題

「行動計画」 (1997)	「基本計画」 (2002)	「第三次とりまとめ」 (2008)	「補足資料」(2021)
(1) 女性	(1) 女性	①女性	(1) 「子供の人権」関係
(2) 子ども	(2) 子ども	②子ども	①いじめ②不登校③児童虐待等
(3) 高齢者	(3) 高齢者	③高齢者	
(4) 障害者	(4) 障害者	④障害者	(2) 子供以外の個別的な人権課題
(5) 同和問題	(5) 同和問題	⑤同和問題	①「北朝鮮当局による拉致問題」関係
(6) アイヌの人々	(6) アイヌの人々	⑥アイヌの人々	②③「障害者」関係
(7) 外国人	(7) 外国人	⑦外国人	④「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」関係
(8) HIV感染者等 (①HIV感染者 ②ハンセン病)	(8) HIV感染者・ハンセン病患者等	⑧HIV感染者・ハンセン病患者等	⑤「再犯の防止等の推進に関する法律」関係
(9) 刑を終えて出所した人	(9) 刑を終えて出所した人	⑨刑を終えて出所した人	⑥「部落差別の解消の推進に関する法律」関係
	(10) 犯罪被害者等	⑩犯罪被害者等	⑦「インターネット上の誹謗中傷」関係
	(11) インターネットによる人権侵害	⑪インターネットによる人権侵害	⑧アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」関係
	(12) 北朝鮮当局による拉致問題等※ <sup>11</sup>		⑨ハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決」関係
			⑩「新型コロナウイルス感染症による偏見・差別への対応」関係

「基本計画」(2002)は「人権教育のための国連10年」(1995～2004)及び後継政策「人権教育のための世界計画」(2005～)<sup>12</sup>に対応させて、日本政府が、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(2000)を根拠に決定した公式文書で

## 学校関係判決にみる「電子掲示板・SNS」を介した人権侵害 梅野 正信

あるが、「基本計画」の「(11) インターネットによる人権侵害」が、5年前、同じく政府によって策定された「行動計画」(1997) には見当たらない。両文書の策定時に前後して広く認知された社会的課題であることがわかる。

「基本計画」には、「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載」、「少年被疑者の実名・顔写真の掲載など、人権にかかわる問題」等の問題状況が指摘されている。6年後に文部科学省から公表された「第三次とりまとめ」(2008) もまた、「基本計画」を踏襲する説明がなされている。そして13年を経た「補足資料」(2021) では、より緊急度の高い課題として、「インターネット上の誹謗中傷への対応」が、掲げられている。

資料1は「補足資料」の該当箇所である。

### 資料1 「補足資料」⑦インターネット上の誹謗中傷への対応（抜粋）<sup>13</sup>

・・・依然として、違法な情報や有害な情報の流通も認められ、昨今、特定の個人に対して多くの誹謗中傷の書き込みが行われるいわゆる「炎上」事案や、震災や新型コロナウイルス感染症などの社会不安に起因するデマの流布や誹謗中傷が行われるなど、特にSNS上での誹謗中傷等の深刻化が問題になっている。(中略) 総務省に設置されている有識者会議において、令和2年8月に総合的な対策である「インターネット上の誹謗中傷への対応の在り方に関する緊急提言」や、インターネット上の匿名の発信者によって誹謗中傷を含む権利侵害情報の投稿に関して被害を受けた者が、被害回復のために発信者を特定する制度である「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(平成13年法律第137号)における発信者情報開示請求について、「中間とりまとめ」が取りまとめられている。同年9月には総務省において、これらを踏まえ、早急に対応していくべき取組について「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」が策定されている。

具体的な被害を象徴させる表現、説明である。「補足資料」(2021) に至って、「電子掲示板・SNS等」を介した人権侵害への対応が急務の社会的課題と位置付けられたのである。

## 2. 「いじめの態様」としての「電子掲示板・SNS等」を介した人権侵害

学校教育において、「電子掲示板・SNS等」を介した人権侵害事例は、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、「いじ

めの態様」の一つ、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」（「携帯中傷等」と表記されている。表2は、2020年度における、「いじめの態様」別の認知件数<sup>14</sup>である。

表2 いじめの認知件数及び割合（態様別・学校別）<sup>15</sup>

件数 (%)	小学校	中学校	高等学校	特別支援	計
悪口等	243,801 (57.9)	51,145 (63.2)	8,006 (61.0)	1,159 (51.2)	304,111 (58.8)
叩く蹴る等	101,144 (24.0)	11,190 (13.8)	1,063 (8.1)	522 (23.1)	113,919 (22.0)
無視等	56,979 (13.5)	8,610 (10.6)	2,020 (15.4)	177 (7.8)	67,786 (13.1)
強要等	38,561 (9.2)	5,943 (7.3)	801 (6.1)	273 (12.1)	45,578 (8.8)
暴行等	25,287 (6.0)	3,697 (4.6)	399 (3.0)	163 (7.2)	29,546 (5.7)
窃盗等	21,879 (5.2)	4,035 (5.0)	574 (4.4)	112 (4.9)	26,600 (5.1)
携帯中傷等	7,407 (1.8)	8,662 (10.7)	2,598 (19.8)	203 (9.0)	18,870 (3.6)
たかり等	3,952 (0.9)	840 (1.0)	274 (2.1)	30 (1.3)	5,096 (1.0)
その他	20,886 (5.0)	2,826 (3.5)	841 (6.4)	165 (7.3)	24,718 (4.8)
認知件数	420,897	80,877	13,126	2,263	517,163

「携帯中傷等」は、総数・割合としては、他の態様と比し格段に多くないよう に見えるが、中学校、高校段階では上位を占める。

この「携帯中傷等」が「いじめの態様」に加わったのは2007年度調査からである。（表3）

表3 「携帯中傷等」中学高校段階の変遷（割合）<sup>16</sup>

	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
中	8.4	7.5	5.9	5.1	5.6	5.8	8.8	7.8	7.5	8.0	8.0	8.3	8.1	10.7
高	20.4	18.9	16.8	14.9	14.5	14.8	19.7	18.2	18.7	17.4	17.5	19.1	18.7	19.8

認知件数の増減、調査指示の変化もあり一律には比較できないが、中学校、とりわけ高校段階において、高い比率で推移してきたことがわかる。

### 3. 判決書活用型授業実践・研修資料研究における「電子掲示板・SNS等」を介した人権侵害事例

同時代の社会的課題の事例資料に判決書を活用する授業、研修の取り組む、判決書活用型授業、判決書活用型研修を開発・分析に取り組む研究がある。裁判や法に関する学習や研究は、法関連教育、法教育<sup>17</sup>あるいは法治教育<sup>18</sup>等と呼ばれ、判決書の活用を必須としない。これらと区別する意味をもって「判決書活用」の語が用いられている。

判決書を活用した教育実践研究は、拙著<sup>19</sup>のほか、授業や教員研修に関する理論的実践的研究として、新福悦郎<sup>20</sup>、蜂須賀洋一<sup>21</sup>、福田喜彦<sup>22</sup>、山元研二<sup>23</sup>、上猶覚<sup>24</sup>らの研究がある。

「いじめの態様」に焦点をあてた研究では、梅野正信<sup>25</sup>のほか、新福悦郎の詳細な分析研究<sup>26</sup>があるが、本論では、これまで言及されることの少なかった、「電子掲示板・SNS等」を介した人権侵害事例の判決書を検討することにしたい。児童生徒を当事者とする「電子掲示板・SNS等」を介した人権侵害事例は、近年、SNSが生徒間の不法行為として判断の対象となる事例が確認されるようになつたからである。

とりあげる判決は、東京地裁平成28年12月15日判決及び同平成29年3月27日判決、福岡地裁小倉支部令和3年3月2日判決、さいたま地裁令和3年7月14日判決である。なお、通例、確定ないし上級審で事実認定がなされた判決書を用いるべきであるが、最新の動向を確認するために、地裁判決を含めた判決書を検討対象としている。

### 4. 本人と保護者に対する電子掲示板上の誹謗中傷事件<sup>27</sup>

自殺した生徒と同じ高校の部活で上級生であった原告が、電子掲示板上において、自殺の加害者と目されて誹謗中傷を受けた事件である。原告は、電子掲示板の投稿によって名誉を侵害されたとして、損害賠償請求権行使のため、経由プロバイダに対し、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）第4条第1項（侵害情報の流通

によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき」)に基づき、投稿者の氏名、住所等の情報の開示を請求した。判決は原告の訴えを認め、発信者情報目録記載の情報開示を命じた。(資料2-1)

以下、各資料・引用中の「○○」は特定の氏名、地域名、学校名、企業名等を特定する記載を代替する総称として用いている。

資料2-1 東京地裁平成29年3月27日判決(「電子掲示板・SNS等」関係認定事実部分・抜粋)<sup>28</sup>

- ・原告は、2016年3月に○○市にある高校を卒業した女性である。
- ・原告の母親は○○に勤務する教員である。
- ・被告は電気通信事業を営む株式会社である。
- ・「発信者」は、訴外○○システムが管理・運営を行っている電子掲示板サービス内のスレッドに、次の内容の記事を投稿した。「○○大の先輩の方々！陰湿で執拗なイジメをした○○担当者を宜しく！」
- ・原告は、被告から発信者の氏名、住所等の情報の開示を受けることができれば、本件発信者に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権行使する予定である。
- ・2015年9月19日、女子生徒が校内で自殺しているのが発見された。
- ・原告は、自殺した女子生徒の1学年上の先輩であり、同じ部に所属し○○を担当していた。原告は、2016年3月に高校を卒業し○○大学に入学した。
- ・原告は、SNSであるSNSのアカウントやブログを開設していたが、自殺に関する報道がされた後、自殺との関係を邪推されることを危惧してアカウント等を削除した。
- ・本件投稿がされた当時、電子掲示板である○○において、原告の実名のほか、原告の両親が教師であることなどの情報が投稿された上、原告が○○部に所属する高校生である、SNSのアカウント等を削除していることを根拠に、女子生徒をいじめた人物であるとの投稿がされていた。

○○年○月○日「イジメたのは○○担当の先輩」

○○年○月○日「>>●●● △△△だぞw」「幼稚で頭は悪いだろw」「偏差値45の○○大 だぞw」

○○年○月○日「イジメた両親は謝罪したの？教師なら子供達にお手本を見せないとダメだよね！」

○○年○月○日「後輩をイジメて自殺させとおいて、自分は○○大に行くらしいぞ！ヒデえ女だぞ！」

○○年○月○日「全部△△△“が悪いんだけどね”」

○○年○月○日「[加害者の両親は教諭である]というバイアスをかけて見ないと、公正な判断は出来ないな。」

資料2-2は、裁判所による判断部分の抜粋・引用である。

## 学校関係判決にみる「電子掲示板・SNS」を介した人権侵害 梅野 正信

### 資料 2-2 東京地裁平成 29 年 3 月 27 日判決（争点に対する判断部分・抜粋）<sup>29</sup>

#### 争点 1「本件投稿によって原告の権利が侵害されたことが明らかといえるか」

- ・本件投稿は、女子生徒をいじめた加害者が高校の○○部において○○を担当し、○○大学に進学したという事実を適示するものと理解される。そして、○○部における女子生徒の 1 学年上の先輩のうち、○○を担当し、○○大学に進学した生徒は原告のみであったことに加え、投稿がされた当時、電子掲示板には投稿記事の他にも本件自殺に関する投稿があり、原告の実名や両親が教師であることなどが記載されていたほか、本件掲示板の他のスレッドにも、原告の両親が教師であることや、原告の名前をもじった「△△△」という呼称、原告が○○大学に進学することなど、原告を特定するに足りる情報が記載された投稿記事が複数存在しており、これらの投稿は本件投稿がされた○○年○月○○日に比較的近接した日にされていること、本件掲示板のスレッドは新規投稿がされたものから順に上位に表示される仕組みであり、本件掲示板の閲覧者はスレッド一覧から容易に原告を特定するに足りる情報にアクセスすることができる状況であったことなどの事情からすれば、本件スレッドを閲覧する者は、関連する他の電子掲示板や本件掲示板上の他のスレッドも併せて閲覧し、原告を特定するに足りる情報を得ていた可能性が高いものと思われる。そうすると、一般閲覧者の普通の注意と読み方を基準にすれば、本件投稿は、原告を対象とした投稿であり、原告がいじめて自殺に追い込んだとの印象を与えるものといえることから、原告の社会的評価を低下させるものと認められる。
- ・何ら合理的な根拠も示さないまま原告が陰湿で執拗ないじめの加害者であると断定し、原告の進学先である大学の名称とともに、電子掲示板という不特定多数の者が閲覧することができる媒体において匿名で公表するものであることや、その文章表現の稚拙さからすれば、本件投稿は公益目的ではなく、原告の社会的評価をことさらに低下させることを主な目的としてされたものであると認められる。
- ・本件投稿によって原告の権利が侵害されたことは明らかである。

東京地裁平成 28 年 12 月 15 日判決<sup>30</sup>は、原告の母親が発信者情報の開示を求めて提起した裁判である。資料 2-1 原告の母親も誹謗中傷を受けていた。

### 資料 2-3 東京地裁平成 28 年 12 月 15 日判決（「電子掲示板・SNS 等」関係認定事実部分・抜粋）<sup>31</sup>

- ・原告は、○○（資料 2-1 原告）の母親であり、○○に勤務する教員であって、原告以外に○○科の教員はいないところ、ネットユーザーにより、母親は教師であることが特定されるに至っている。
- ・被告は、電気通信事業を営む株式会社である。（以下・前掲判決と重複する箇所は省略）

- ・投稿の内容：「Cのママ Cのママ ばかばか」「6時 ○○を開け カキコ見る」「7時 クルマを出して ○中へ」「8時 職員会議 隠れてスマホ」「9時 教えつつ机にスマホ」「10時 空き時間 せこせこカキコして」「11時 またロム 今度は○○で」「12時 給食バクバク ママよく食べる（ヤケ食い）」

本人の特定が可能であるか、また社会的評価を低下させることが明確であるか否かが争点となった。資料2-4は各争点に対する裁判所の判断部分である。

資料2-4 東京地裁平成29年3月27日判決（争点に対する判断部分・抜粋）<sup>32</sup>

争点1「本件投稿によって原告の権利が侵害されたことが明らかであるかどうか」

原告以外に同校に○○科の教員はない。本件投稿の記載、掲示板中のタイトル及び投稿の前後に記載する「イジメをした生徒の親（教師）」との記載と併せれば、掲示板を閲覧する一般人の注意と読み方を基準としても、投稿は、○○の母親であり、○○に勤務する唯一の○○科の教員、すなわち原告を対象とするものであると認められる。

争点2「本件投稿は原告の社会的評価を低下させるものであるか」

投稿の記載は、原告が、職員会議という勤務時間中にスマートフォンを操作し、インターネット掲示板の閲覧や投稿をしているとの事実を摘示するものである。当該事実の摘示は、原告が地方公務員の職務専念義務に違反する行為を行っており、同校の生徒やその保護者らに対し、原告が、公務員ないし教員としての適格性を欠いていると感じさせるものであり、原告の社会的評価を低下させるものといえる。

判決は「発信者情報」の開示を命じた。資料2-2及び2-4の争点「原告の権利が侵害されたことが明らかといえるか」は、プロバイダ責任制限法4条1項（前掲）を指す文言であり、「社会的評価の低下」の語は刑法230条（名誉棄損）に対応する民事上の不法行為を判断する際に用いられる。発信者情報開示の認定は、実質的には、不法行為の認定と同義となるのだが、だからといって、侵害された人権の回復がすみやかに実現するわけではない。

## 5. SNSグループを介したいじめ事件（福岡地裁小倉支部令和3年3月2日判決）<sup>33</sup>

原告は、高校で同じ部活動に所属した同級生（被告）から暴言や暴行、仲間外れ等のいじめを受けたことから、不法行為による精神的苦痛を理由に損害賠償を

## 学校関係判決にみる「電子掲示板・SNS」を介した人権侵害 梅野 正信

請求した。資料3-1は不法行為と判断された箇所を中心に抜粋している。

### 資料3-1 福岡地裁小倉支部令和3年3月2日判決（「電子掲示板・SNS等」関係認定事実部分・抜粋）<sup>34</sup>

- ・原告は2016年4月に高校に入学し〇〇部に入部した。
- ・被告は2016年4月に高校に入学し、(原告と同じ)〇〇部に入部した。
- ・〇〇部の2、3年生は、朝の練習時間に遅れる1年生がいると、連帯責任として、1年生全員にランニングを命じることがあった。また、遅れた者には、次の日に始発電車で来ることを命じることがあった。原告は朝の練習時間に遅れることが何度もあったが、原告以外の1年生が遅れることもあった。1年生の中では、原告の遅刻等によって連帯責任を負わされることについて、原告に不満を持つ雰囲気があった。
- ・被告は、原告を映画の登場人物に例えて、〇〇と呼ぶことがあった。また、原告が、1年生のSNSグループにおいて、2016年5月23日、腎臓の検査で病院に行くため練習を休む旨の発言をすると、被告は、「魔法で治せんの」、「ちょっとやってみて」などと返信した。
- ・被告は、1年生のSNSグループから原告を退会させ、再び招待することを5月23日に4回繰り返し、26日にも1回行った。
- ・被告は、6月29日の朝、SNSグループにおいて、「まじ殺すぞお前」、「先輩が許すまで始発ってゆったやねーかちや」、「調子のんなよまじで」、「殺すぞ」などと送信し、同日夜、「始発ね」、「1番についとけよ」、「返事返せよくす」などと送信した。また、被告は、SNSグループにおいて、原告に「死ね」と繰り返し送信した。
- ・被告は、7月頃から9月頃の間に、練習後に原告が掃除や片付けをさぼっているのを見つけ、図書館裏等で少なくとも2回、右手で服の上から胸ぐらをつかみ、文句を言った。被告は、原告が引き剥がそうとしても離せない程度の力で服を握った。部の1年生である〇〇、〇〇も、同時にそれられ、原告の首を絞めたことがあった。
- ・被告、〇〇、〇〇は、10月頃、原告に対する暴行を理由として1か月の停学処分を受けた。
- ・被告の停学処分が終わった後、被告が原告に謝罪する場が設けられた。被告は、原告に「絶対に野球部はやめるなよ」と言った。
- ・原告は、2016年9月16日以降、野球部の活動に参加しなくなった。その後、被告が原告に対し、暴言を述べることはなくなった。
- ・被告は、2017年4月以降、原告に「今日はきめ一空氣やなあ、あっ、こいつがおるんか」、「死ねばいいのに」、「お前はすぐに親に言うし、子もくずなら親もくず」などの暴言を述べることがあった。
- ・原告と被告の同級生は、2028年9月頃、体育の授業中に、原告と被告に、バレーボールを用いてドッジボールの勝負をするようにけしかけた。その際、被告が投げたボールが原告に当たった。原告は被告の背中にボールをぶつけた。
- ・9月18日、就職試験が行われ、原告と被告は同じ会社の違う部署を受験した。被告は、控室において、他の受験生の前で、原告について、「あいつ、1年の時にいじめで〇

- 〇部やめたよ」と述べた。原告と被告は、ともに内定を得た。
- ・原告は10月23日、24日、26日、29日、30日、母に黙って学校を欠席した。担任は原告の母に連絡をした。31日も欠席し、11月1日、担任と学年主任が、原告に事情聴取を行った。原告は、2年生になってから被告から暴言を受けるようになり、3年生になってからは暴言が多くなったこと、就職試験の際に、被告が他校の生徒に対して、原告が〇〇部を辞めた、原告へのいじめが原因で自分が停学になったと言っていたこと等を話した。
  - ・11月5日、被告は、授業中に、原告に「なんか今日きめえ、きめえ、きめえ空気やな」、「なんか気持ち悪い空気やな」、「死ねばいいのに」などと述べた上、「死ね」と複数回繰り返して述べ、原告はこれを録音した。
  - ・原告は2018年11月頃以降もほとんど登校することなく、2019年2月5日付で〇〇の内定を辞退した。2019年3月に卒業した。

資料3-2は、判決が不法行為と判断した箇所をのみを取り出している。

資料3-2 福岡地裁小倉支部令和3年3月2日（争点に対する判断部分・抜粋）<sup>35</sup>

暴行行為	原告の身体に対する有形力の行使であり、身体の安全という利益を侵害するものであるから、原告が部活動終了後の掃除・片付けを怠っていたことがきっかけであることを考慮しても、その違法性は否定されず、不法行為に該当することは明らかである。
〇〇と呼ぶ行為	人をあだ名で呼称することが必ずしも違法になるものではないが、被告は、SNSグループにおいて、病院に行くと述べた原告に「顔の?」、「爆笑」、「顔識」など、原告の顔をからかうメッセージを送った上で、「魔法で治せんの」「ちょっとやってみて」と送信したり、魔法は使えないという原告に対し、「使えるやろ「彼女よ～できろ」ってゆって今の彼女出てきたんやろ」、「彼女できたけって調子にのるな」と原告が調子にのっていると悪口を言ったり、その後にSNSグループから原告を退会させて再度招待するという、原告を仲間外れにするような行為を繰り返したりしていることからすれば、被告の行為は、単なるあだ名の呼称ないしは友達をからかう行為の域を越えて、原告の人格を傷つける意図で行われているものといえ、不法行為に該当する。
SNSグループを退会させる行為	〇〇部の1年生のSNSグループから原告を退会させ、再度招待することを繰り返した。SNSグループから退会させる行為は、原告に〇〇部の仲間から外されたと感じさせるものである。また、被告が、原告を退会させた後に、次の日の朝の練習の予定を聞くメッセージを送信していることからしても、原告に対する嫌がらせとして悪質なものといえるから、同行為は不法行為に該当する。

## 学校関係判決にみる「電子掲示板・SNS」を介した人権侵害 梅野 正信

SNS グループにおける暴言	被告は、「まじ殺すぞお前」、「先輩が辞すまで始発ってゆったやねーかちや」、「調子のんなよまじで」、「殺すぞ」、「始発ね」、「1番についとけよ」、「返事返せよくす」と送信した。原告がメッセージを返信していないにもかかわらず、被告がこのような暴言を送信し続けていることからすれば、被告の行為は、原告が練習に遅刻したことに対する注意としての限度を超え、原告の人格を傷つける悪質なものに至っているといえ、不法行為に該当する。
「死ね」と繰り返し送信した行為	原告に対し、具体的な前後の会話は明らかではないが、そのメッセージの悪質性からすれば、不法行為に該当する。
2017年4月以降の暴言	被告が、「今日はきめ一空氣やなあ、あっ、こいつがおるんか」などと発言した行為は、理由もなく原告の人格を傷つけるものであり、不法行為に該当する。
就職試験における発言	いじめの被害者には、自分がいじめられた事実を知られたくないと考える者も多いところ、「あいつ、1年の時にいじめで〇〇部やめたよ」と述べた行為は、原告に、これから同じ職場で働くかもしれない者に自分がいじめられていたことを知られるという不快感や、新しい職場でも被告やそれを知った他の者からいじめられるかもしれないという不安感を強く生じさせるものであり、不法行為に該当する。
2018年11月5日の暴言	被告の発言は、原告の名前をあげた上で一方的に原告の人格を非難する発言を繰り返すものであり、その態様からして原告が受け入れているとは考え難いものであるし、過去にいじめられた相手からそのような発言がなされれば、強い不安感や不快感を覚えるのが通常であるから、同発言は原告の人格権を侵害するものであり、不法行為に該当する。

資料 3-1、資料 3-2 からは、SNS を介した被告発言が個々に不法行為であり、他の暴行、暴言とあわせて、「人格を傷つける行為」「人格権を侵害するもの」との判断を示した。認容額（88万円）の多寡とは別に、被告らによる SNS 上の発言を認定された事実を個々に取り出し、不法行為とした理由を丁寧に説明する資料となっている。

## 6. SNS 裏アカウントを介した不法行為事件（さいたま地裁令和3年7月14日判決）<sup>36</sup>

自死した高校生 A の保護者（原告）が、同じ高校の生徒であった被告 B（兄）と C（妹）がSNS を介して A を誹謗中傷していたとして、B と C の不法行為、両親の保護監督義務、高校教諭らの安全配慮義務違反を主張し提訴した事件である。判決は、被告 B、C に対して、原告である保護者それぞれに、連帯して各

25万円の請求を認容し、その他の請求を棄却した。

資料4-1 さいたま地裁令和3年7月14日（「電子掲示板・SNS等」関係認定  
事実部分・抜粋）<sup>37</sup>

- ・Aは2016年4月に高校に入学して、2017年4月1日に第2学年となった。
- ・Aが高校1年生であった時、Bは3年生、Cは2年生に在籍していた。Bは、2017年3月に高校を卒業した。
- ・AとBは、2016年9月頃、交際を開始し、お互いのSNSアカウントのパスワードを教えた。Aは、Bにパスワードを教えたアカウント以外に、Bには知らせていないアカウント（裏アカウント）を有していた。Aは、裏アカウントを数名の友人に限定して公開し、裏アカウントでは、自身の喫煙について投稿したり、Bに不満があり別れたいと思っていることについて、「そろそろ気づけよアホ」「そろそろ別れを切り出してくれる？」等と投稿していた。
- ・[本件行為1] 2017年3月25日1時25分頃、Bに対し、Aの通知表の一部（平均点及び学年順位）及び成績優良賞の表彰状の写真データを送信した。Bは、送信を受けた直後、Aに無断で、これら写真データをSNSに投稿した。Aは1時44分までに投稿に気付き、Bに削除を求め、Bは1時54分までに投稿を削除した。
- ・[本件行為2] Bは、同日、Aの本アカウントにAから教えられたパスワードでログインした際、Aが本アカウントで裏アカウントをフォローしていることに気付き、裏アカウントを閲覧して、Aの投稿を知った。Cは、同日、BからAの投稿について知られ、Bと相談した上で、SNSに以下の投稿をした。「B朝からるんるんで部屋のお掃除して誰か来ててこれから○○先輩と合流してドライブだって～ 誰が部屋にいるんだか」「Bはまた誰かと遊びに行くのか？ピンクの車乗った子迎えきてニヤニヤしてたわ～ 流石遊び歩いてるやつだな」。
- ・AとBは、3月27日2時頃、メッセージのやり取りにより両名の交際を終了させた。
- ・[本件行為3] Cは、同日昼頃、SNSに以下の投稿をした。なお、Cのアカウントは、当時のわざわざフォロワーを451人有していた。「（「本件行為2」の投稿を引いて）これ嘘ですよ～ ○○とドライブ言ったのは本当だけど 女といふる雰囲気出してたのは試すため 昨日も1日バイト頑張ってたみたいだし！！まずBが浮気するようなやつじゃないしね」
- ・[本件行為4] Cは、Aが裏アカウントで「妹さんの性格の悪さ wwwwww 毎日楽しそうでなによりよ www 浮気相手もよく知ってる相手ですし毎日楽しいです私も wwwwww」などと投稿していることをBから知られ、16時頃、SNSに以下の投稿をした。「タバコ吸ってる女まじない、それに裏垢でCの愚痴まで言ってるらしいしありえないよね～ とりあえず覚えとけよ 学校で会うのが楽しみだなあ どんな顔してくるんだか？笑 拡散されてるみたいだしね まず学校に居場所あるかな？笑」。
- ・[本件行為5] Cは、上記投稿をすぐに削除し、続いてまたSNSに以下の投稿をした。「女の味方はいなくなるんぢゃない そしたら相談相手は男しかいねーな 可哀想に」

## 学校関係判決にみる「電子掲示板・SNS」を介した人権侵害 梅野 正信

- ・ A と保護者は、同日 17 時頃、1 年生の時の担任教諭に電話し、B、C の投稿について相談した。その後、原告らと A は、教諭らに対し、BC に対する指導を求めたり、A の転学について相談したりした。
- ・ [本件行為 6] B は、3 月 28 日、SNS に以下の投稿をした。なお、B のアカウントは、当時のわざわざフォロワーを 423 有していた。「なんか俺が浮気とか色々デマ流されてるらしいけどしてないからね俺がするようなやつだと思いますか？？？ まー実際が今、拡散されってから みんなに知ってもらえるだろうからいいけどさ～ まだ実際知らなくて俺疑ってるやつは DM か SNS 来て なに被害者ぶってんだか wwwwww」
- ・ [本件行為 7] B は、28 日又は 29 日頃、高校の元同級生に対し、以下のダイレクトメッセージ (SNS アカウントを用いた非公開のメッセージ) を送信した。「大丈夫だよ～ 笑 あの女ゴミすぎた笑 2 月くらいから俺のこと好きじゃなかったみたいで裏垢でずっと愚痴られて最近見えてそのこと知った もうその垢見れないんだけど 今もきっと愚痴ってるだろう笑 新 3 年から悪く見られてから拡散してもらって、あと友達にも俺のこと好きとか嘘ついて過ごしてたようなやつだから友達も離れて行くだろう あいつが学校にいぢらしい環境を作ってるやつにも聞かれたから学校で拡散してくれるといい笑 俺がインスタのストーリーに載せてるやつ浮気されたとか思ってるんだろうけどそう見せかけたらどう裏垢で言うか試してたのと普通に女は中学のクラスのメンツで集まった写真なんだよね～ 勘違い野郎オツだわ笑 まー俺も冷たくされ嘘はつくから別れよ～かなって思ってたからいいんだけどね笑 あとタバコ吸ってるらしいし無理だ。」
- ・ [本件行為 8] B は、同日、SNS に非公開設定で以下の投稿をした。「言われた通りにしますか～～～ 所詮、年下だしまだ中学生が残ってるようなやつだから嘘大好きだよな まー俺は浮気してねーし悪くないから詳細聞きたい人は遠慮なく聞いてきてね 笑 相手にしてると本当に馬鹿馬鹿しいな 勝手に言ってなお子ちゃま これでクソのツイートは最後にします」
- ・ [本件行為 9] B は、同日、SNS に、非公開設定で、「俺が浮気したと思ってる人どのくらいいるの？ 真面目に答えてください」との質問を投げ、[1] お前浮気したやろ、[2] 絶対にしてないでしょ、[3] 詳細教えて、[4] あいつクズだなどの選択肢を付したアンケート形式の投稿をしたなお、上記アンケートには少なくとも 101 件の回答が寄せられた。
- ・ 2017 年 4 月 10 日、1 学期の始業式、A は欠席した。11 日は登校し、1 時間目の集会には参加せずに会議室で待機し、2 時間目からホームルームに参加するなどした。3 時間目終了後に放課となり下校し、親しい友人と温泉に出かけた。A は、その友人や保護者に対し、学校は辛いので明日からは行かないと言った。
- ・ A は、13 日 21 時頃、スマートフォンのメモアプリに、「人間がいない世界に行っています！」で結ぶ文章を残し、同日深夜、1 人で自宅近くのマンションの 9 階に行き、友人らに「どうしたらしいか分からない」と泣きながら電話したが、友人らに促されて帰宅した。
- ・ A は、2017 年 4 月 14 日朝、保護者から「学校に行かないのか」と尋ねられ、「いかない」と答えた。保護者が夕方帰宅すると A が自死していた。

資料42は、資料41に示した被告B、Cの【本件行為1～9】について、不法行為の成否及び理由を取り出したものである。

資料42 さいたま地裁令和3年7月14日判決（争点に対する判断部分・抜粋）<sup>38</sup>

【本件行為1】

Bは、Aの成績表等の写真データを第三者の閲覧可能な状態に置いたのであるが、写真データはAから提供を受けたものであること、第三者が閲覧可能だったのは深夜の約30分間に限られ、第三者が実際に閲覧したことを行うかがわせる証拠もないことなどを勘案すると、Aに対する不法行為を構成するとまでは認められない。

【本件行為2～9】

[1] 本件高校の生徒を含む第三者が広く閲覧でき、Aの閲覧が想定できる状態で、BにA以外の交際相手がいることをうかがわせ、Aを困惑させるとともにAが他の生徒の好奇の目にさらされるおそれを感じさせる投稿をし（[本件行為2、3]）[2][1]と同じ状態で、Aの裏アカウントの投稿をB、Cが閲覧していることや、Aの投稿内容が多くの者に知られていることを伝え、本件高校内でAの味方がいなくなるなどと告げる投稿をし（[本件行為4、5]）、[3][1]と同じ状態で、Aと別れた理由（Aの裏アカウントの投稿）を知りたい人にはいつでも教えるからBに連絡してほしいと呼びかけ（[本件行為6、8、9]）、[4]Bから特定の友人に宛てて、Aが喫煙していることや裏アカウントでBを裏切る投稿をしていたことを知らせ、本件高校内にAの居場所をなくしたいのでAの投稿内容を他の生徒に広く知らせてほしいと依頼した（[本件行為7]）。

【不法行為】

Aの裏アカウントの投稿は、Aが未成年でありながら喫煙していることや、Bとの交際を統けつつ裏ではBと早く別れたいなどと言っていることを内容としており、本件高校の生徒らに知られれば、Aが好奇の目にさらされ非難を受けるおそれがあり、Aにとって他人に知られたくないものと解される。これを踏まえると、[本件行為2～9]は、一連一体の行為として、Aに対し、他の生徒から好奇の目で見られ、非難され、いじめられるかもしれないとの恐れを抱かせて精神的圧迫を加え、安心して本件高校に登校できない状態に陥らせる行為として、また、一人の生徒にAの裏アカウントの投稿を開示して他に広めることを依頼した行為として、Aに対する不法行為を構成する。

【共同不法行為】

B、Cは、Aの裏アカウントの投稿を知って怒りを募らせ、Aを精神的に圧迫しようとする共同の意思のもとに、互いの行為を認識しつつ各自の行為を行ったものと推認するのが相当であるから、B、Cは、一連一体の行為として、[本件行為2～9]を共同して行った。[本件行為2～9]は、B、CのAに対する共同不法行為を構成する。

判決はB、Cの共同不法行為を認定し、被告らの両親の不法行為責任、高校の教諭らの注意義務違反、安全配慮義務違反は認めなかった。

## 7. 考察

3、4、5の認定事実と裁判所の判断を、これまで拙稿で言及してきた電子掲示板上の事件、「動物病院電子掲示板名誉棄損事件」（東京高裁平成14年12月25日判決）<sup>39</sup>及び「学校非公式（裏）サイト誹謗中傷事件における」（大阪地裁平成20年5月23日判決）<sup>40</sup>をふまえて考察する。

前者は2001年、電子掲示板のスレッドに、病院が特定できる状態で、「過剰診療、誤診、詐欺、知ったかぶり」、「精神異常」、「精神病院に通っている」「動物実験はやめて下さい」、「テンバー」「氏ね（死ねという意味）」、「被害者友の会」など誹謗中傷の書き込みを続けられた動物病院が、記事の削除等を掲示板管理者に依頼し、拒否され裁判に訴えた事件である（2001年提訴）。ネット上の書き込みの不法性が明白であるにもかかわらず削除しようとしている掲示板管理者と、被害者との間の対立軸、裁判所の判断を確認することができる。（資料5）

資料5 東京高裁2002年12月25日判決（争点に対する判断部分・抜粋）

争点	裁判所の判断
社会的評価の低下	・電子掲示板における匿名の発言であっても、不正を告発する体裁をとる場での発言である以上、読者が、発言をすべて根拠のないものと認識することはなく、幾つかの真実も含まれていると考えるのが通常であろう。したがって、その発言によりその対象とされた者の社会的評価が低下させられる危険が生ずる。
言論の自由の適用	・本件掲示板に発言をした者は、匿名という隠れみのに隠れ、自己の発言については何ら責任を負わないことを前提に発言しているのであるから、対等に責任をもって言論を交わすという立場に立っていない。このような者に対して言論をもって対抗せよということはできない。
主張立証責任	・名誉毀損という不法行為は、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会的評価を低下させる事実の摘示、又は意見ないし論評の表明となる発言により、成立し得る。名誉を毀損された被害者が、その発言で社会的評価を低下させる危険のあることを主張立証すれば、発言の公共性、目的の公益性、内容の真実性等の存在は、違法性阻却事由、責任阻却事由として責任を追及される相手方が、主張立証すべきである。

後者は、2006年、「学校裏サイト」と通称される電子掲示板において、中学生が、「〇〇（原告の実名）について」とのタイトルのスレッドが立ち上げられ、「〇〇死ぬ程うざい。マジ、しね！！バリ、ブスやし。あいつの顔見たらはきそくなな

る！！誰か、〇〇をしめて～！！」等の誹謗中傷を受けた事件である。学校関係者や保護者が、掲示板管理者に削除を依頼した（2006年9月7日）が、削除されなかつたため提訴に及んだ事件である。

判決は、原告（中学生）に向けられた匿名による誹謗中傷行為を「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（「プロバイダ責任制限法」）の適用条件等に照らして不法性を認め、掲示板管理者は被害を差し止める迅速な対応が義務付けられていたとの判断を示した。原告は判決を得てスレッド接続記録の保存を求め、被告はこれに応じたが、資料5の事件と同様、掲示板管理者の対応は、はなはだ不誠実であったといわざるを得ない。資料6は争点に対する判断部分を抜粋したものである。

#### 資料6 大阪地裁平成20年5月23日判決（争点に対する判断部分・抜粋）

争点	裁判所の判断
権利侵害の認定	・不特定多数の者が閲覧可能なインターネット上で、実名を示して誹謗中傷する書き込みがされていること自体、重大な権利侵害である。
管理義務違反	・掲示板の匿名性を考慮すると、学校の生徒同士が、他の生徒の実名を挙げて誹謗中傷を行う等のトラブルは容易に想定できる。実名等を公表された人物の被害が、インターネット上にとどまらず、現実の学校生活にも及ぶことも、容易に予想することができる。被告は、掲示板の設置・管理運営者として、被害の発生を防止するよう慎重に管理し、被害が拡大しないよう迅速に対処する管理義務を負っていた。
不法行為の認定	・被告は、2006年9月7日段階で、原告に対する権利侵害を認識できたにもかかわらず、削除等を講ずることなく放置した。管理義務違反が認められる。プロバイダ責任法3条2項の規定で、権利侵害と信すべき相当の理由があるスレッドを削除したことで責任を負うことはないにもかかわらず、被告の管理義務違反により、原告に対する権利侵害の状態が継続した。被告の行為は、原告に対する不法行為を構成する。

資料5の判決（2002）は、プロバイダ責任制限法施行前の事件に対する判決であるが、「社会的評価の低下」「言論の自由の適用」「主張立証責任」など、「社会的評価」を中心とする記事の不法性、掲示板管理者の対応の不法性を認定し、その根拠を示した。また、資料6の判決（2008）は、実名をあげるなど個人を特定可能な状況での誹謗中傷行為を、プロバイダ責任制限法の適用を前提に、「重大

## 学校関係判決にみる「電子掲示板・SNS」を介した人権侵害 梅野 正信

な権利侵害」「不法行為」と認定した。

資料5（2002）、資料6（2008）に比して、資料2の判決（2016）は、掲示板を管理運営者からIPアドレスの開示を受け、経由プロバイダに発信者情報を請求する点、すなわち不法な書き込みを実行した投稿者本人に対する訴訟の提起を当然の前提としいる点で、前二者以上に対立の構図が明確に示されている。

「電子掲示板・SNS」における名誉棄損等の不法行為により、致命的な被害の放置、継続・拡大に繋がることが少なくない<sup>41</sup>。資料5、資料6、資料2の判決は、プロバイダ責任制限法第4条第1項の不法性の認定さえ、掲示板管理者や経由プロバイダによる「名誉毀損行為」<sup>42</sup>の即座の認定、迅速な削除、被害の回復等を期待できない現状を象徴する判決といえよう。

他方、資料3の判決（2021）は、SNSにおける暴言、繰り返しSNSを退会させる行為を一つ一つ不法行為として認定した。また、資料4の判決（2021）は、SNS内での誹謗中傷行為、閉じられたアカウント内における私的情報の一方的公開について、個々に不法性を判断した。学校における生徒間の深刻な人権侵害行為、不法行為でありながら、教師や保護者を含めて確認の困難な事例が少なくない。いずれの判決も、不可視状態にある不法行為について、具体的かつ個別に判断を示した貴重な判決といえよう。

## 8. 総括

水俣病訴訟熊本地裁判決（1973）は、30の家族、家族に連なる100人を超える一人一人について、一方的に生命と尊厳が侵害されてゆく過程を丁寧に認定<sup>43</sup>した。「同時代の社会的課題」を対象とする教育実践研究は、このような、社会的課題の背後に厳然と存在する侵害された生命と尊厳から目を逸らすことのない研究的アプローチである。

判決書活用型の学習、研修においても、社会的課題を理解することのできる判決書であるとともに、限りある生きる人の被害に向き合うことのできる判決書を調査し、考察と実践を重ねてきた。本研究もまた、生身の人間が人としての生命と尊厳を侵害される現実から目を逸らすことの無い教育実践研究と考えている。

- <sup>1</sup> 和井田清司「高校総合学習の研究」三恵社、2012年。和井田清司「戦後日本の教育実践－リーディングス 田中裕一」学文社、2010年。
- <sup>2</sup> 斎藤利彦「高校教育における「時事問題学習」についての一考察」「教育学研究」第48巻第4号、1981年。
- <sup>3</sup> 白井嘉一「戦後日本の教育実践」三恵社、2013年。
- <sup>4</sup> 梅野正信「裁判判決で学ぶ日本の人権」明石書店、2006年。
- <sup>5</sup> 梅野・采女博文編「実践ハンセン病の授業」エイデル研究所、2002年。
- <sup>6</sup> 梅野・采女博文編「実践いじめ授業」エイデル研究所、2001年。梅野正信「いじめ判決文で創る新しい人権学習」明治図書、2002年。
- <sup>7</sup> 「人権教育・啓発に関する基本計画」2002年3月15日閣議決定。<https://www.moj.go.jp/JINKEN/JINKEN83/jinken83.html>
- <sup>8</sup> 「「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画」「実践編3重要課題への対応」。「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」(1997年7月4日)は内閣に設置された「人権教育のための国連10年推進本部」により策定された。<https://www.moj.go.jp/JINKEN/JINKEN83/jinken83.html>
- <sup>9</sup> 文部科学省・人権教育の指導方法等に関する調査研究会議「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」2008年。
- <sup>10</sup> II 2 国内の個別的な人権課題の主な動向文部科学省・学校教育における人権教育調査研究協力者会議「人権教育をとりまく諸情勢について～第三次とりまとめ補足資料～」2021年。
- <sup>11</sup> 「人権教育・啓発に関する基本計画に関する基本計画」(平成23年4月1日閣議決定(変更)) 法務省 <https://www.moj.go.jp/JINKEN/JINKEN83/jinken83.html>
- <sup>12</sup> 「人権教育のための世界計画」は2005年から第1フェーズがはじまり、2020年からは第4フェーズとなっている。
- <sup>13</sup> 前掲「補足資料」16～17頁。
- <sup>14</sup> 項目名は略称。
- <sup>15</sup> 文部科学省児童生徒課「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」2021年10月13日公開、30頁。[https://www.mext.go.jp/content/202110\\_07-mxt\\_jidou01-100002753\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/202110_07-mxt_jidou01-100002753_1.pdf)
- <sup>16</sup> [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm)
- <sup>17</sup> Center for Civic Edu (江口勇治監訳)「テキストブックわたしたちと法」現代人文社 2001年。中平一義ほか「法教育の理論と実践」現代人文社、2020年。橋本康弘ほか「日本の高校生に対する法教育改革の方向性」風間書房、2020年。
- <sup>18</sup> 梅野正信「[法治教育] (中国2015)における「侵害された人権の救済」「[学習院大学文学部研究年報] 67、2021年、171～192頁。
- <sup>19</sup> 梅野正信「教育管理職のための法常識講座」上越教育大学出版会、2015年。
- <sup>20</sup> 新福悦郎「いじめ裁判判決文を活用した授業に関する研究」「社会科教育研究」93号、2004年、13～19頁。
- <sup>21</sup> 蜂須賀洋一「法規範学習としての生徒指導の在り方に関する実践的研究」「学校教育研究」第21号、2006年、217～228頁。「法規範学習を通した生徒指導の可能性と課題」同第24号、2009年、186～199頁。「学校教育における法規範意識の育成に関する研究」同第27号、2012年、146～158頁。「学校事故に関する判例教材を活用した生徒指導の実践的研究」「生徒指導学研究」第15号、2016年、103～113頁。
- <sup>22</sup> 福田喜彦「[判決書教材に基づく市民性育成教育の授業内容開発の実践的研究]」「学校教育研究」第23号、2008年、174～185頁。
- <sup>23</sup> 山元研二「戦後補償問題に関する授業開発の研究」「社会科教育研究」第112号、2011年、13～24頁。同「[判決書教材を活用した戦後補償の授業]」「社会科教育研究」第121号、2014年、115～126頁。
- <sup>24</sup> 上猪覚「[法的知見に基づくいじめ裁判判決文を活用した人権学習の開発研究]」「九州教育

## 学校関係判決にみる「電子掲示板・SNS」を介した人権侵害 梅野 正信

- 学会研究紀要』第30号、2002年、203～209頁。
- <sup>25</sup> 梅野正信「判決にみる『いじめ』行為の態様」「教職課程」第37巻第2号、協同出版、2011年2月、20～23頁。同「人権感覚を醸成する法規範教育」「東アジアにおける法規範教育の構築」風間書房、2020年、20～43頁。
- <sup>26</sup> 新福悦郎「いじめ問題関係判決書の教材開発といじめ授業」専修大学出版局、2018年。
- <sup>27</sup> 東京地裁平成28年12月15日（認容）TKC25550163、及び東京地裁平成29年3月27日（認容）TKC25553803。
- <sup>28</sup> 東京地裁平成29年3月27日「第2事案の概要1前提事実」。
- <sup>29</sup> 同「第3争点に対する判断」。
- <sup>30</sup> 東京地裁平成28年12月15日判決（認容）TKC25550163。
- <sup>31</sup> 同「2前提事実」。
- <sup>32</sup> 同「第3争点に対する判断」。
- <sup>33</sup> 福岡地裁小倉支部令和3年3月2日判決（一部認容、一部棄却）TKC25569217。
- <sup>34</sup> 同「第2事案の概要1前提事実等（当事者間に争いのない事実）及び「第3争点に対する判断1争点（1）（1）認定事実」。
- <sup>35</sup> 同争点（1）（被告によるいじめ行為の有無及び不法行為の成否）
- <sup>36</sup> さいたま地裁令和3年7月14日判決（一部認容、一部棄却）TKC25590606。
- <sup>37</sup> 同「第2事案の概要1前提事実」及び「第3争点に対する判断1認定事実」から抜粋・引用。
- <sup>38</sup> 同「第3争点に対する判断2争点1（被告による不法行為）について」。
- <sup>39</sup> 東京高裁平成14年12月25日判決（控訴棄却〔上告〕）判例時報1816号52頁。前掲「教育管理職のための法常識講座」、366～377頁。前掲「裁判判決で学ぶ日本の人権」、76～91頁。
- <sup>40</sup> 大阪地裁平成20年5月23日判決（一部認容、一部棄却）裁判所裁判例情報[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/search1](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1)（2021.11.07）。前掲「教育管理職のための法常識講座」378～387頁。
- <sup>41</sup> プロバイダ責任制限法は、裁判手続による被害の長期化をふまえ、令和3年の改正により、裁判所の非訟手続による発信者情報の開示を可能とすることになった。「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第27号）」令和3年4月28日公布。
- <sup>42</sup> 学校関係訴訟ではないが、同様の事例に言及したものとして、梅野正信「裁判の中の“性と生”【13】」「季刊セクシュアリティ」第41号、エイデル研究所、2009年、148～152頁。
- <sup>43</sup> 熊本地裁昭和48年3月20日判決（一部認容、一部棄却〔確定〕）判例時報696号15頁、判例タイムズ294号108頁。前掲「裁判判決で学ぶ日本の人権」、116～209頁。